

豊橋市ウォーターPPP 導入可能性調査委託業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 豊橋市ウォーターPPP 導入可能性調査委託業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月13日まで
- (4) 業務場所 豊橋市市内一円
- (5) 契約上限金額 金26,972千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ア 令和6・7年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種、大分類：03 役務の提供等、中分類：07 調査委託に登録されていること。
 - イ 愛知県内の本店（本社）、支店又は営業所等で、本市に登録していること。
 - ウ 令和5年度以降に、国、地方公共団体が発注するウォーターPPP の導入に関する検討調査業務を完了した実績を有する者であること。
 - エ 責任者に、上下水道部門「下水道」、総合技術監理部門（上下水道「下水道」）のいずれかの技術士の資格保有者を配置できること。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - イ 「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
 - ウ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 担当部局

〒440-8502

愛知県豊橋市牛川町字下モ田29番地の1

豊橋市上下水道局経営課（豊橋市上下水道局4階）

電 話：0532-51-2703

ファックス：0532-51-2708

電子メールアドレス：keiei@city.toyohashi.lg.jp

4 参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 提出書類等

- ア プロポーザル参加意向申出書（様式１）
- イ 参加資格確認書（様式２）
- ウ 上記イの業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類
- エ 上記イの配置予定技術者の資格が確認できる書類

(2) 提出部数

各１部 ※提出書類は全てＡ４サイズにより提出すること。

(3) 提出先

３ 担当部局と同じ

(4) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前８時３０分から午後５時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。また、あわせてメールにて電子データも提出すること。

(5) 提出期限

令和７年４月２１日（月） 午後５時必着

5 参加意向申出に関する質問

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

(1) 質問先

３ 担当部局と同じ

(2) 質問期間

令和７年４月８日（火）～令和７年４月１１日（金）午後５時まで

(3) 質問方法

質問書（様式３）に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。なお、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答 令和７年４月１６日（水）

本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/61857.htm>

6 提案書の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書（様式４）」により、提案書等の提出について通知する。

※令和７年４月２５日（金）発送予定

7 提案書の作成要領

(1) 提案書作成上の基本事項

- ・提案書の様式は、プロポーザル提案書（様式５）を基本とするが、この様式に記載のある項目が記載されていれば、様式は問わない。
- ・プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能であるが、提案の内容が具

体的に表現されたもの（設計図、模型等）を求めるものではない。業務に係る作業は、豊橋市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書及び豊橋市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

（２）提案書記載上の留意事項

- ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な設計の内容を表現しないこと。
- ウ 設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等は使用しないこと。
- エ 提案書に提案者を特定することができる内容の記述（社名等）を記述しないこと。
- オ 提案書の書類サイズは原則A4 版とし、使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。
- カ 提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

8 提案書等の提出方法

（１）提出書類及び部数

- ア 提案書（様式５）※提案者名が特定できるような記述をしないこと。
- イ 見積書及び見積内訳書（様式は任意）

（２）提出先

- ３ 担当部局と同じ

（３）提出方法

電子メールにより提出すること。なお、必ず電話にて到達確認を行うこと。

（４）提出期限

令和 7 年 5 月 2 2 日（木） 午後 5 時必着

提出期限後に到着した提案書は無効とする。

9 提出された提案書等の取扱い

- （１）提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案書等の全部または一部を無償で利用できるものとする。
- （２）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例（平成 8 年豊橋市条例第 2 号）」に基づき、同条例第 1 2 条第 1 項または第 2 項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。
- （３）提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- （４）提出された提案書等は、返却しない。
- （５）提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

10 実施要領、仕様書（業務説明書）等に対する質問及び回答

- （１）質問書（様式 3）に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。なお、必ず電話にて

到達確認を行うこと。

(2) 質問の受付場所

3 担当部局と同じ

(3) 質問の受付期間

令和7年4月28日（月）から令和7年5月9日（金）午後5時まで

(4) 回答 令和7年5月14日（水）

本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/61857.htm>

1.1 評価の方法及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「豊橋市ウォーターPPP 導入可能性調査委託業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 提案審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 令和7年5月30日（金）の午後を予定

説明者は2名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は一者あたり15分程度（説明5分、質疑10分程度）を予定している。

詳細については、後日別途通知する。

(2) 評価基準

別添「評価基準」による。

(3) 契約候補者の特定

ア 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

イ 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ 選定委員会各委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、審査項目の「⑥最終案検討」において評価が高い提案者を優先とする。

カ 上記オが同点だった場合は、審査項目の「④導入案詳細検討」および「⑤マーケットサウンディング」の合計点の評価が高い提案者を優先とする。

キ 上記オが同点だった場合は、見積額が安価な提案者を優先する。

1.2 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面「評価結果通知書（様式6）」により通知する。

(2) 評価結果の公表

提案書の特定をされた者及び特定理由については、特定後に「豊橋市ウォーターPPP 導入可能

性調査委託業務プロポーザル契約候補者の特定について（様式7）」を豊橋市上下水道局経営課内において配置し、これを閲覧させること及び3の担当部局ホームページにおいて公表する。

（3）非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

（4）非特定理由についての説明の請求先

3 に同じ

（5）請求期間

通知をした日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日・休日を含まない。）以内の午前9時から午後5時までとする。

（6）回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

1.3 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

- （1）実施要領に示した提案資格を有しない者の提案
- （2）提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- （3）実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- （4）見積金額が契約上限金額を超える提案
- （5）評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

1.4 契約の締結

- （1）本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- （2）契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。
- （3）契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

ア 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき

イ 提案資格または提案内容が無効となったとき

ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

1.5 その他

- （1）参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から午後5時まで）又は郵送により速やかに提出すること。
- （2）プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- （3）提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- （4）電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- （5）特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊

橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。

- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。